

質問回答書

令和8年8月5日

会津地域移住促進インスタグラム運用支援事業業務委託公募型企画プロポーザルへの質問について、下記のとおり回答します。

	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 4(8)	実施要領4(8)に規定する「本公告に示した業務に技術上類似する業務」の実績について、自治体が発注するInstagram運用業務に限らず、民間事業者等に対するSNS運用、情報発信戦略の策定、ブランド構築、運用体制構築、技術指導または内製化支援等の実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書 4(2)ウ	仕様書4(2)ウの「コンテンツ制作・投稿支援」は、投稿方針の策定、テンプレートを用いた制作支援、助言およびレビューを主とし、受託者による継続的な投稿代行は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。最低限必要とされる制作本数または投稿本数がある場合は、静止画、動画、リール等の区分を含めてご教示ください。	本事業は発注者の自走運用支援が目的のため、受託者による継続的な投稿代行は想定しておりません。 投稿本数については、当該アカウントが会津地方の魅力を幅広い層へ訴求することができるよう、適切な回数や投稿本数等を企画提案してください。
3	仕様書 4(2)イ	仕様書4(2)イに規定する「複数回」の同行について、現時点で想定されている回数、1回当たりの拘束時間、参加職員数および実施時期の目安がありましたらご教示ください。	10名程度の職員を2～3チームに分けて交代で素材収集を行うことを想定しています。このため、年間を通して各チームが同じ水準で投稿が継続できるようにするための同行回数等の企画提案をお願いします。 なお、各チームの素材収集を同じ場所で行う必要はありません。 また、実施時期については、季節の移り変わりや「この時期ならでは」の魅力などを伝えられるよう、適切な時期・回数を設定してください。

4	仕様書 4(2)イ	撮影・素材収集の対象地域は、会津地方振興局管内全域を想定されているでしょうか。また、現時点で撮影または取材を予定している市町村、施設、イベント等がありましたらご教示ください。	撮影・素材収集の対象地域については、お見込みのとおりです。 撮影又は取材を行う市町村等については、その内容も含めて、企画提案してください。
5	全体 仕様書 4(2)ア	本業務に関与する職員の想定人数、主担当者数および交代で素材収集を行う職員数の目安をご教示ください。また、Canva 等の操作指導については、集合研修形式または個別・少人数形式のいずれを想定されているでしょうか。	質問 3 の回答のとおりです。 Canva 等の操作指導については、チーム単位など少人数の集合形式を想定しています。
6	全体	企画提案および KPI 設計の前提として、現在の運用体制、過去の投稿実績、フォロワー属性、インプレッション、エンゲージメント等の既存インサイトデータの有無および提案者への提供可否をご教示ください。	仕様書に記載のアカウントについては、本格運用等を控えている段階にあるため、現時点で提供できるデータはありません。
7	仕様書 4(1)、4(3)	フォロワー数、イベント申込数、移住相談件数等について、県が既に設定している目標値または参考値はありますでしょうか。設定がない場合は、契約後に現状分析を踏まえて受託者が提案し、協議の上で設定するとの理解でよろしいでしょうか。併せて、現時点で予定されている主催イベントの件数および開催時期があればご教示ください。	フォロワー数等の目標値については、現時点で設定しておらず、受託者の提案を踏まえて検討する想定です。なお、現時点で予定している主催イベントについては、11 月及び 1 月の移住推進イベントとなります。
8	仕様書 4(4)	仕様書 4(4) の食品購入費および入場料等について、現時点で想定されている内容、回数および金額の目安がありましたらご教示ください。また、撮影・取材に伴う交通費、駐車料金その他の実費も、委託費上限額に含めて受託者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	食品購入費・入場料等の経費については、その内容等も含め、企画提案してください。なお、撮影・素材収集を行う場所等については、経費が必要な場所等に限らず、魅力的なコンテンツが発信できるよう選定してください。 撮影・取材に伴う交通費・駐車料金その他の実費については、委託費上限額に含めて受託者の負担となります（ただし、発注者の交通費を除く）。

9	仕様書 9(1)	仕様書 9 (1) の著作権帰属について、本業務のために新規作成した図、写真、動画、デザインフォーマット等は甲に帰属する一方、乙が契約前から保有するテンプレート原型、ツール、プログラム、マニュアル、ノウハウ等の既存著作物および既存知的財産権は乙に留保され、甲には本事業目的に必要な利用権を付与するとの理解でよろしいでしょうか。また、成果品として編集可能な元データの提出が必要な場合、その対象範囲をご教示ください。	本事業の成果として発注者に提出されたものの著作権については、仕様書 9(1) 記載のとおり全て発注者に帰属するものとします。また、9(2) 記載のとおり権利侵害の防止措置も講じていただくようお願いします。 仕様書 5 に記載の成果品については、全て編集可能な形式で提出してください。
10	実施要領 4、8	公募型企画プロポーザル実施要領 4「参加資格」及び 8「企画提案書等の提出」を確認しましたが、複数の法人による共同提案又は共同企業体での参加可否について明記がありません。本業務について、当社を代表事業者、他の法人を共同提案者として、両社で業務を分担する形で企画提案を行うことは可能でしょうか。	当事業の規模、事業内容等を鑑み、複数の法人による共同提案又は企業共同体での参加は認めません。
11	実施要領 4、8	上記 10 の共同提案が可能な場合、参加資格は代表事業者及び共同提案者の双方が全て満たす必要があるか、ご教示ください。また、参加表明書、会社概要、業務実施体制書、担当者経歴書、定款、法人登記簿及び反社会的勢力でないことの同意書について、各事業者分の提出が必要となるか、具体的な提出範囲をご教示ください。	質問 10 の回答のとおりです。
12	仕様書 10(2)	業務委託仕様書 10 (2) 「再委託の制限」では、事前に県の実地視察を受けた場合に業務の一部を第三者へ再委託できる旨が記載されています。共同提案が認められない場合、当社が応募者及び契約主体として事業全体の管理・県との連絡調整を担い、協力事業者が Instagram の戦略設計、コンテンツ制作、撮影・Canva 指導及び分析支援等の一部業務を担当する体制で提案することは可能でしょうか。また、企画提案書及び業務実施体制書に、協力事業者名、担当者、業務分担及び実績を記載することは可能でしょうか。	複数の法人による共同提案及び企業共同体での参加については質問 10 の回答のとおりです。一部業務の第三者への再委託については、お見込みのとおりです。 また、企画提案書等に協力事業者等を記載することは可能です。

13	実施要領 4(8)、10(2)	公募型企画プロポーザル実施要領4(8)では類似業務実績が参加資格とされ、10(2)エでは業務実績に15点が配点されています。共同提案又は質問12の協力事業者を含む体制で提案する場合、共同提案者又は協力事業者が有するInstagram運用、SNS戦略設計、コンテンツ制作及び内製化支援等の実績を、参加資格の確認及び審査上の業務実績として取り扱うことが可能か、ご教示ください。	複数の法人による共同提案又は企業共同体については質問10の回答のとおりです。 また、参加資格の確認及び審査上の業務実績については、本プロポーザルに対する参加表明書を提出した者の業務実績により確認等を行います。
----	--------------------	---	--

以上